□ 生産緑地買取申出書 提出書類及び図書

	提出書類	必 要 事 項	チェック欄
1	生産緑地買取申出書	・ 登記されている所有者の 実印を押印 ※買取申出ができるのは農地の所有者です	
2	印鑑証明書 (申出者全員分)	・ 買取申出書に押印した実印を確認できるもの・ 原本、3ヶ月以内のもの コピー持参で原本還付可	
3	登記事項証明書 (全部事項証明書)	・ 所有者の登記簿上の住所と現住所が異なる場合、 理由がわかる書面(住居表示証明書、住民票(転居の場合)) ・ 原本、3ヶ月以内のもの コピー持参で原本還付可	
4	公 図	・ 当該生産緑地地区を赤枠で囲む・ 原本、3ヶ月以内のもの コピー持参で原本還付可・ 法務局で取得したもの(インターネット不可)	
5	案 内 図	・ 縮尺 1/2,500以上の地図・ 当該生産緑地地区を赤枠で囲む	
6	求積図又は実測図 ※筆の一部を買取申出する場合 のみ必要(申出部分を測量)	・ 縮尺 1/500以上・ 買取申出をする区域の確定(赤枠で囲む)・ 方位・縮尺、面積、筆界点、座標値、作成者名等 (不動産登記事務手続き準則第50条に従い作成)	
7	その他必要な書類等	所有権以外の権利者の権利を消滅させる旨の書面等登記簿記載の住所と現住所が異なる場合、住民票等状況によって必要な書類が異なりますので事前にご相談ください	

※相続が発生し、土地の所有権登記が未完了の場合は、別途、相続に関する書類の提出が必要です。該当する場合は農地課まで御連絡ください。

生産緑地買取申出書 提出時の本人確認書類

本人確認ができない場合や、委任状がない場合は買取申出書を受付けることができません。

		・ 所有者の本人確認書類	
1	【所有者が提出する場合】 本人確認書類の提示	所有者本人の住所、氏名、生年月日が確認できる顔写真	
		つき書類1点の提示(顔写真のない書類、保険証や年金	
		手帳等の場合は2点の提示)	
		※共有農地で提出時に来庁しない農地所有者がいる場合は	
		2の委任状が必要です	
		・ 委任状	
2	【所有者以外の人が提出する	※提出時に来庁しない農地所有者全員の委任状が必要です	
	場合や、共有農地で提出時に	委任者・代理人の住所・氏名、委任事項、委任日を記載	
	来庁しない人がいる場合】	委任者(所有者)の実印を押印、代理人の押印(認印)	
		・代理人の本人確認書類	
	 委任状・	代理人本人の住所、氏名が確認できる	
	 代理人の本人確認書類の提示	顔写真つき書類1点の提示(顔写真のない書類、保険証	
		や年金手帳等の場合は2点の提示)	
	2.1—17	顔写真つき書類1点の提示(顔写真のない書類、保険証	